

災害派遣福祉チーム設置運営要綱等の改正について

令和5年12月 鳥取県福祉保健課

1 主な改正の概要

- (1) 鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）及び鳥取県災害派遣福祉チームマニュアル（以下「マニュアル」という。）において、被災地の状況が明らかである場合など、状況に応じて先遣隊の派遣を行わずに鳥取県災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣をすることを可能となるよう改正を行う。
- (2) マニュアルの派遣を想定する災害の種類を「主に地震及び津波」から「災害対策基本法第2条第1号に規定している災害」に改める。
- (3) 派遣されるチーム員が使用する鳥取県DWA T活動マニュアル（以下、「活動マニュアル」という。）を新たに整備したことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の理由

- (1) 災害の状況及び関係機関との連携状況により被災地等の情報が共有され、先遣隊の派遣を行わなくとも、ニーズ等の把握が可能な場合を想定し改正するもの。
- (2) DWA Tの派遣想定を、災害救助法が適応される又は適応の可能性がある「災害対策基本法第2条第1号に規定している災害」と整理を行い、関係団体の理解を得たことにより改正するもの。
- (3) 令和5年3月に活動マニュアルが制定されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

3 改正の内容

(1) 先遣隊の派遣の省略を規定

被災地の状況等が明らかである場合など、状況に応じて先遣隊の派遣を行わず、支援隊を派遣することも可能とする。（要綱第8条、マニュアル第1章3）

(2) 派遣を想定する災害の種類を改正

「主に地震及び津波」から「災害対策基本法第2条第1号に規定している災害」に改める。（マニュアル第4章1）

(3) その他活動マニュアルの制定に伴う所要の改正

- ・コーディネーターの新設（要綱第3条、第4条、マニュアル第1章2、第5章2、第6章4・5・6・7）
- ・活動マニュアルの制定に伴うマニュアル名変更及び根拠規定の追記（マニュアル第1章1）
- ・DWA T派遣要請の通知の新設（要綱第8条、マニュアル第5章1）
- ・福祉的支援を担うチームを福祉チームからDWA Tへ変更（全般）
- ・地域災害・医医療・保健・福祉支援コーディネートチームの記述の削除（マニュアル第1章4・5、第3章2、第6章3・7）
- ・派遣に伴う緊急時連絡先報告様式の新設（マニュアル第5章1・2）
- ・事務局が用意する物品の追加（マニュアル第6章1）
- ・待機中の規定の見直し（マニュアル第6章2）
- ・先遣隊の被災地到着時の見直し（マニュアル第6章3）
- ・現金の管理、精算等の規定の整備（マニュアル第6章6）

災害派遣福祉チーム設置運営要綱等の改正に関する内容

| 主な変更点 | 考え方 | 関係条文等（要綱） | 関係条文等（マニュアル） |
|---------------------------------------|--|----------------------------|---|
| (1) 先遣隊の派遣の省略 | 被災地の状況等が明らかである場合など、状況に応じて先遣隊の派遣を行わず、支援隊を派遣することも可能とする。 | 第8条（派遣） | 第1章3活動の流れ |
| (2) 派遣を想定する災害の種類を修正 | DWAT派遣を想定する災害の種類を「災害救助法が適応される又は適応の可能性がある災害対策基本法第2条第1号に規定している災害」と整理を行い、関係団体の理解を得たことによるもの。 | | 第4章1想定する災害の種類 |
| (3) コーディネーターの新設 | 関係機関との円滑な連携を図るために、調整能力を持った人（コーディネーター）が必要であるため、令和4年度から研修実施。 | 第3条（DWATの構成等） 第4条（活動内容） | 第1章2 DWAT の概要 第5章2 支援隊及びコーディネーターの派遣 第6章4 出動 第6章6 本活動 第6章7 引揚げ |
| (4) 活動マニュアルの根拠規定の制定 | 派遣されるチーム員が使用するマニュアルを新たに整備したため、マニュアル名を派遣マニュアルと変更し、その根拠規定を設ける。 | | 第1章1 目的 |
| (5) 事務局に対するDWAT派遣要請通知の新設 | 派遣に関して、DWAT事務局に対して文書で通知する。緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、通知を行う。 | 第8条（派遣） | 第5章1 先遣隊の派遣 |
| (6) 用語の整理 | DWATは先遣隊、支援隊、コーディネーターで構成されるが、要綱等で使用されていた福祉チームはDWAT及び支援隊と2つの意味で使用されていたため、状況に応じて変更する。 | 全般 | 全般 |
| (7) 地域災害・医医療・保健・福祉支援コーディネーターチームの記述の削除 | 団体等とし、規定から削除する。 | | 第1章4 関係団体等との連携 第1章5 支援に関する留意事項 第3章2 組織体制（災害時） 第6章3 先遣隊の被災地到着時の動き 第6章7 引揚げ |
| (8) 派遣に伴う緊急時連絡先報告様式の新設 | 万一来備えて、派遣チーム員の緊急連絡先を報告依頼 | | 第5章1 先遣隊の派遣 第5章2 支援隊及びコーディネーターの派遣 |
| (9) 事務局が用意する物品の追加 | 事務局が用意する物品のリストを追加する。 | | 第6章1 平常時 |
| (10) 待機中の規定の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出動できるよう準備を行うことまで求めず、心づもりとする。 ・ 地震での待機の基準を、震度5弱から最大震度6弱に引き上げる。 ・ 避難行動要支援者名簿などの提供は管理の問題もあることから、名簿の提供は求めない。 | | 第6章2 災害発生時の待機から派遣指示まで |
| (11) 先遣隊の被災地到着時の見直し | 先遣隊が被災地に到着した後の対応について、追記。 | | 第6章3 先遣隊の被災地到着時の動き |
| (12) 現金の管理、精算等の規定の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーが扱う現金について、管理、精算について定める。 ・ 派遣チーム員や派遣元法人への支払方法を定める。 | | 第6章6 本活動 |